

渋谷区立幡代小学校いじめ防止基本方針

平成26年9月策定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人権の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そして、いじめは、どの学年にも、どの学級にも、等しく起こる可能性をもっている。

私たちはこのことを踏まえ、いじめのない、明るい学校を作ることが最大の責務とし、本校児童が安全で豊かな学校生活を送ることができるよう、ここにいじめ防止のための基本方針を掲げる。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学年・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ対策委員会

校長、副校長、生活指導主幹、特別支援教育担当主幹、教育相談担当主幹、スクールカウンセラー、学級担任等からなる、いじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

週に一度、生活指導夕会において学年ごとに気になる事案や配慮を要する児童等について出し合い、情報を交換するとともに全教職員間で共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- 学級ごとにコミュニケーショントレーニングを実施し、児童の実態を十分に把握することにより、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感や自尊意識を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- スクールカウンセラーや養護教諭等と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動を通じて、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットや携帯電話に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、学級指導やセーフティ教室などを通して児童にネットモラルについての指導をする。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 近隣の小中学校をはじめとする諸機関との情報交換を密に行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、面談等により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、児童相談所、子供家庭支援センター、民生委員、教育委員会、中学校などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 毎月「心のアンケート」の実施

年2回のふれあい月間に、「心のアンケート」を実施する。また、「心のアンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取るとともに実態を把握する。

(3) 日常の指導

看護当番を中心に、児童の休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配るようにする。学年全体での取り組みを多くし、全体を複数の目で見ていく。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- いじめの事実に関わる情報を関係保護者と共有するため綿密な記録をとる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合（月間7日、年間30日を目安とし、一定期間断続的に欠席している場合も含む）

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、区教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、関係する児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。